

決 済 金 徴 収 規 程

(趣 旨)

第 1 条 本土地改良区の運営を円滑に行い、且つ農地転用による組合員の耕作反別の異動の実情を正確に把握する為、土地改良法第42条第2項の規定により、決済金を徴収する。

(決済金算出基準)

第 2 条 決済金の額は毎年度予算による議決して決定するが、土地改良区の事業運営にかかる経費（事務所費、維持管理費、事業費）の10ヵ年をその年の受益面積割したものを1㎡当りの単価とする。

(決済の範囲)

第 3 条 決済の範囲は、土地改良区が返済義務を負っている借入金、及び土地改良事業に伴う当然負担すべき分担金、及び土地台帳及び公正図の修正手数料、意見書交付手数料とする。

(決済の手続き)

第 4 条 農地を転用とする者は、別表第1号様式の書類を整備して、その農地の所属する当土地改良区の総代の承認を得て、当土地改良区に申し出ること。

(決済金の返済)

第 5 条 決済金納付後、所定の手続きを行ないたるも、何等かの理由で転用そのものが不許可になった場合は、当土地改良区に申し出て、既納の決済金の返還を受け、土地台帳を復元しなければならない。

(決済金の処理)

第 6 条 決済金は特別会計を設定して経理を行なうものとし、手数料として1筆当たり1,000円を徴収する。この決済金は土地改良法第42条に関わらず、総代会の承認を得て歳入、歳出予算に組替えて一般会計として運用して差支えないものとする。

附 則

1. この規程は、昭和51年9月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。